

桑名市の特別支援教育



桑名市教育委員会

桑名市の特別支援教育



めざす姿

本子どもたちが障がい等による学習上や生活上の困難を改善・克服し、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。



実現に向けて

障がいの状態や特性、発達段階等をふまえて、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を充実します。

特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制を確立し、教職員による発達障がい等に対する正しい理解と適切な指導・支援を進めます。

通常の学級において、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりや学習環境の整備に取り組みます。

「個別の教育支援計画・指導計画」やパーソナルファイル（※1）等を活用し、めざす子どもの姿を本人や保護者と具体的に話し合って共有します。

保育園（所）・幼稚園・小中義務教育学校間において、これまでの支援の状況や医療福祉等関係機関からの情報を共有し、それらの情報を確実に引き継ぐことで、途切れのない支援を行います。

特別な支援が必要な児童生徒本人や保護者からの相談・申し出に応じ、学校や設置者が過度な負担がない範囲で必要かつ適当な変更・調整を行います。
（※2 合理的配慮の提供）

※1 パーソナルファイルとは、支援の必要なお子さんの生活、医療、福祉、教育等に関する情報を記録していく三重県教育委員会作成のファイルです。

※2 学校と本人・保護者が相互理解を深めながら、合理的配慮の内容を協議することが大切です。

特別支援学級とは



特別支援学級とはどのような学級ですか？



小学校、中学校、義務教育学校において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。

【学級種別】

知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症、情緒障害者
(文部科学省『特別支援学級の現状』より引)

特別支援学級の種別と学習内容

知的障害

個々の児童生徒の発達段階を考慮して、特別の教育課程を編成するとともに、学習内容に応じた教材等を使用した教育が行っています。



体力づくりや基本的な生活習慣確立、社会生活に必要な言語の理解や表現などを学習します。

自閉症・情緒障害

一人ひとりの障がいの状態に応じた配慮や工夫をしながら教科に関する指導をするほか、自閉症等の子どもには、言語の理解を促し、場に応じた適切な行動ができるようになるための教育を行っています。



選択性かん黙等のある子どもには、安心できる雰囲気の中で、心理的安定を図ったり、集団参加に関する学習をします。

肢体不自由

一人ひとりの障がいの状態等を考慮した弾力的な教育課程を編成しています。



医療的ケアを必要とする子どもや医療機関において治療や機能訓練を必要とする子どもが多いことから、医療との連携を大切に教育を進めています。

難聴

通常の学級に準じて教育課程を編成し、当該学年の教科書を使用し、学習を進めます。



一人ひとりの聞こえの程度やコミュニケーションの状態に応じ、自立活動の内容から「環境の把握」「コミュニケーション」を中心に、補聴器の使い方、聞き取りや発音の仕方等に配慮した教育を進めます。

病弱・身体虚弱

通常の学級に準じて、教育課程を編成し、体調等を考慮しながら学習を進めます。



身体面やメンタル面の健康維持や改善を図る教育を進めます。

基本的な生活習慣や学習への適応力の育成をはじめ、健康な体づくりなど、個別や小集団で指導を行うとともに、通常の学級での交流及び共同学習や学校行事への参加などを通して、大きな集団の中での社会的な適応力を高めるための支援を行っています。

特別支援学級は、1学級8人までとなっており、指導・支援は、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づいて行っています。また、「自立活動※」の時間が必ず設定されます。**週の授業時数の半分以上を特別支援学級において学習を行います。**

※自立活動とは、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の教育課程において、特別に設けられた指導領域です。自立活動の目標は、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を養う。(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領より)」とされています。



通級指導教室とは

Q 通級指導教室とはどのような教室ですか？

- A**
- ・小学1年生から中学3年生の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、特別な指導が必要なお子さんが対象となります。「ことばの教室」は、小学生・義務教育学校前期課程のお子さんが対象となります。
 - ・1単位時間は45分間（小学校・義務教育学校）、50分間（中学校）が基本です。
 - ・ことばに困り感のあるお子さんは、放課後に修徳小学校の「ことばの教室」で通級による指導を受けます。
 - ・人との関わり方や気持ちのコントロールに苦手意識を持っているお子さんは、自分の学校で授業時間内に、通級による指導を受けることとなります。
 - ・入級については就学支援委員会にて検討を行う必要があるため、在籍校の特別支援教育コーディネーターを通じてご相談ください。
 - ・学習上または生活上の困難を改善・克服することを目的とする学習（自立活動）を行います。特に必要があるときは、児童生徒の実態に応じて各教科の内容を取り扱いながら自立活動に相当する指導を行うことができます。

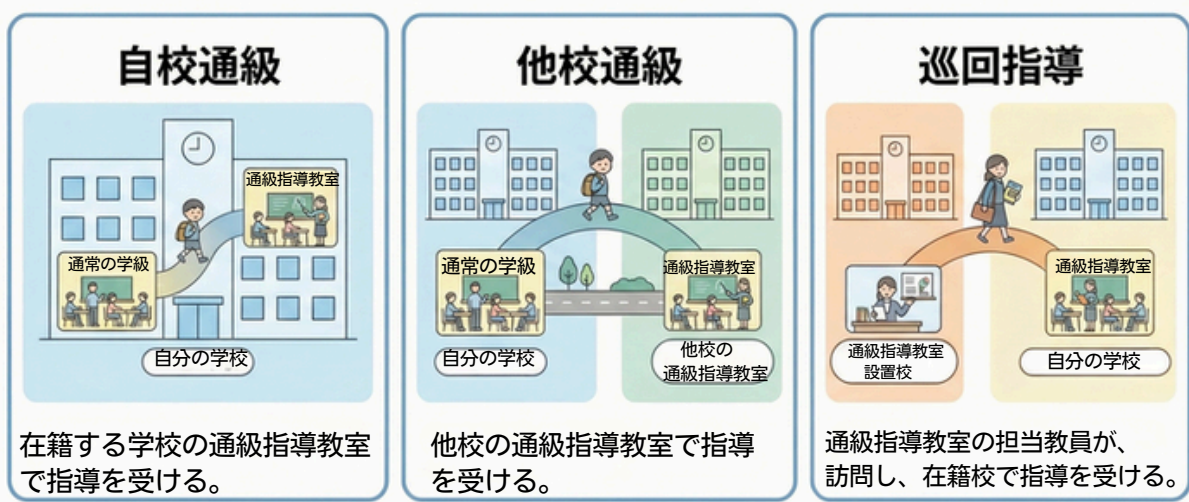
【指導内容の一例】

発音の困難さ：口や舌の体操等を通して自分の発音を意識して明瞭に話せるような学習

読みの困難さ：カード等を用いて、文字や単語、文を流暢に読めるようになるための学習

筆記の困難さ：ICT端末を活用したキーボード入力やフリック入力など、自分に合った学び方ができるための学習

通級の形態について



【自校通級】

授業時間内に在籍する学校の通級指導教室にて学習します。

【巡回指導】

在籍する学校に通級指導教室担当者が訪問し、授業時間内に在籍校で学習します。

【他校通級】『ことばの教室』

放課後、他校の通級指導教室に通い、学習します。

桑名市では、ことばに困り感のあるお子さん以外は、原則、自校通級・巡回通級となります。

個別の教育支援計画

Q 個別の教育支援計画とはなんですか？

A 障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを正確に把握し、乳幼児期から学校卒業までを通じて途切れない教育的支援を行うために、家庭や関係機関と連携して作成する計画です。進級後や進学先でも継続した支援が行われるように、活用をすすめています。

本人にとっての利点

就学前から小・中・義務教育学校・高等学校等、さらにその後の教育や就労等、生涯にわたる見通しを持った学校教育や支援を一貫して継続的に受けることができます。

保護者にとっての利点

情報共有の時間が軽減され、支援の内容を正確に伝えることができます。例えば大学入試において、文字の拡大や時間延長等の配慮を受けるためには、高校でも同様の配慮を受けてきたことを示す必要があります。可能な範囲で配慮が提供され、その情報が引き継がれます。

学校にとっての利点

支援の内容について話し合う際の資料になります。発達段階や状況に応じてどのような配慮をどの範囲で、どんな時に提供するのか等具体的な支援の計画を立てて実施することができます。

関係機関にとっての利点

家庭や学校・園と共通理解が図られ、一貫した支援を行うことができます。連携すべき内容や配慮する事項が明確になります。

幼稚園 保育所 等

小学校

義務教育学校

中学校

高等学校等

就労 機関等

個別の教育支援計画を作成することで深まる連携

パーソナルファイル

項目	内容	関係機関	備考
氏名			
生年月日			
性別			
学年			
支援内容			
備考			

保護者は「個別の教育支援計画」「個別の指導計画※」をパーソナルファイル（左参照）に挟みこんで活用・保管します。学校では次年度、新しい学年や進学先へ渡して、支援方法を引き継ぎます。

必要なページに記入したり、関係機関（療育機関、保育所、幼稚園、学校、相談機関、保健所、病院、福祉サービス事業所など）が作成した情報を綴じ込んだりして、お子さんの成長記録として活用できます。

※「個別の指導計画」とは一人ひとりの教育的ニーズに応じた具体的な指導目標、内容、方法をまとめたものです。

就学にあたって

障がいのあるお子さんの就学については、桑名市就学支援委員会にて審議し、医学、心理学等の専門家による意見や支援すべき内容、本人及び保護者の願いを総合的に考慮し、適切な就学先を決定します。

就学先決定までの手続き

5月頃：在籍の園・学校に相談



就学支援委員会の保護者記入用紙の提出締め切りは、毎年5月中旬です。お早めに在籍園・学校にご相談ください。

年間を通じて：学校見学



希望する就学先を見学することができます。見学先に直接、または在籍園・学校を通じて、ご連絡ください。

7月下旬：就学支援委員会



お子さんの発達の状態、園や学校での様子や専門家が行う行動観察や発達検査などをもとに、医師・有識者・臨床心理士・学校関係者等が適切な就学・進学等の意見を出します。保護者が意見に同意された場合は、就学先が決定します。

9月から10月：就学相談



就学支援委員会が提案する意見に本人や保護者が同意されない場合、就学相談員による就学相談を行います。

11月中旬：就学先の決定



就学先の最終決定をします。

通常の学級
通常の学級（通級指導教室）
特別支援学級
特別支援学校

※特別支援学校への入学決定については1月下旬になります。

- ★就学支援委員会で審議を受けるためには、発達検査の結果が必要となります。
- ★就学時に小学校6年間、中学校3年間の学びの場が決まるわけではありません。お子さんの発達や、適応の状況、学校の環境等をふまえ、必要に応じて、再度、就学支援委員会で審議することが可能です。
- ★保護者の方が、お子さんの就学に向けての疑問や不安が少しでも解消できるよう、また、安心して入学を迎えていただけるよう、桑名市教育委員会では就学相談を随時行っております。
- ★特別支援学校に入学される方は三重県教育委員会からの「入学通知書」を在籍園・学校を通じてお渡しいたします。



教育相談

本人の努力不足やしつけの問題と誤解されがちですが、自分の力だけではどうすることもできず、困っている子どもたちがいます。本人がどう困っているのか、まわりの大人が気づき、理解し、その子にあった支援をすることで生活や学習の困難さは軽減されます。気になることや心配なことがあったら、まずは相談してみましょう。在籍校の担任の先生や特別支援教育コーディネーターが相談に応じます。

<p>気持ちと対人関係の困り感</p> <p>友だちとのトラブルが多い。</p> <p>周囲とのコミュニケーションにおいて、摩擦が生じやすい状態にあります。</p> 	<p>学習と行動の困り感 コミュニケーションの困り感</p> <p>言葉がはっきりしない。先生や友だちの話が理解しづらい。</p> <p>自分の考えを伝えることや、相手の意図を読み取ることが困難な状態です。</p> 	
<p>すぐにカッとなり、イライラしやすい。</p> <p>感情のコントロールが難しく、衝動的な反応が出やすい傾向があります。</p> 		<p>読み書きが極端に苦手</p> <p>学習の基礎となる読み書きにおいて、著しい困難さを感じています。</p> 
<p>卒業後のことが心配</p> <p>現在の生活だけでなく、将来の見通しに対して、強い不安を抱えています。</p> 	<p>姿勢が崩れがちで、いつもどこか動いている。</p> <p>じっとしていることが難しく、身体のコントロールに課題があります。</p> 	

市内すべての小中学校には、保護者との相談窓口になったり、校内の関係者や校外の関係機関との連絡・調整を行ったりする特別支援教育コーディネーターという役割の先生がいます。

地域の関係機関・職員

教育分野の関係機関

学校教育における支援者



専門的支援スタッフ



医療・福祉分野の関係機関

医療機関



福祉・相談機関




関係機関とは、子どもの支援について相談できる教育・医療・福祉などの機関のことです。

教育相談窓口


事業名	内容	申し込み	相談場所 受付時間9:00~16:30
就学相談	小学校・中学校・義務教育学校に就学・進学する子どもの発達の状態など子どもの特性を考慮しながら、適切な学校・学級はどこなのかを相談します。	随時受付けています。	桑名市教育委員会 人権教育課 特別支援教育担当まで 0594-24-1192
くわっほ 教育相談	市内の保育所（4・5歳児）・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校に通うまたは市内在住の子どもの保護者が対象です。子育て、発育発達、不登校（園）など子どもの教育全般に関する相談を行います。	【予約制】 右記までご連絡ください。	桑名市教育研究所 予約電話番号 0594-24-1880
巡回相談	学校を巡回して教職員に指導・支援内容や方法に関する指導や助言を行ったり、希望される保護者に面談を実施したりします。	お子さんの通う小・中・義務教育学校の先生を通してお申し込みください。	お子さんの通う学校にて受け付けます。
ことばの相談	言語聴覚士による、言葉の発音に関わる相談を実施します。	【予約制】 右記までご連絡ください。	桑名市子ども総合センター 子ども発達・小児在宅支援室 0594-24-3040
発達検査を 伴う相談 (0~18歳までのお子さん)	発達検査や聞き取りを通して、お子さんの得意なことや苦手なことを知り、関わり方の手立てを一緒に考えます。	【予約制】 右記までご連絡ください。	桑名市子ども総合センター 子ども発達・小児在宅支援室 0594-24-3040


桑名市近隣に所在する特別支援学校




三重県立くわな特別支援学校（知的障害）

所在地：桑名市大字東方尾弓田1073番地



 小学部：0594-87-6062



 中学部：0594-87-6063



**三重県立特別支援学校
北勢きらら学園（肢体不自由）**

所在地：四日市市下海老町字高松161番地


 小学部：059-327-1521


 中学部：059-327-1522

この資料に関するお問い合わせ先 **桑名市教育委員会事務局 人権教育課** ※この資料は桑名市のホームページからもダウンロードできます。
〒511-8601 桑名市中央町2丁目37番地 TEL 0594-24-1192

監修：小笠原 昭彦（桑名発達臨床研究室 認定心理士、心理学博士）